

平成22年度技術士第二次試験問題〔環境部門〕

選択科目【19-1】環境保全計画

1時30分～5時

I 次の6問題のうち2問題を選んで解答せよ。(問題ごとに答案用紙を替えて解答問題番号を明記し、それぞれ3枚以内にまとめよ。)

I-1 環境保全上の支障を未然に防止するための、環境影響評価法等に基づく環境影響評価制度について、次の問いに答えよ。

- (1) 環境影響評価制度の意義や目的、手続き等の概要について、地方公共団体における取り組みも含めて述べよ。
- (2) 環境影響評価制度の課題やそれらの解決の方向について、最近の状況を踏まえて論ぜよ。

I-2 平成12年6月に制定された循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成を推進させるための3R政策が進められ、平成15年策定の循環型社会形成推進基本計画(以下「基本計画」という。)の下で、我が国は着実に循環型社会への歩みを続けている。しかし、世界的な資源制約や地球温暖化問題等の態様の変化に伴い、平成20年3月に第2次基本計画が策定された。これに関して以下の問いに答えよ。

- (1) 見直された基本計画では4つの主要なポイント(①3つの社会への統合的取り組み、②地域循環圏の構築、③指標の充実、④国際的な循環型社会の構築)が挙げられている。これらのポイントの中から2つを選び、概説せよ。
- (2) “3つの社会への統合的取り組み”が基本計画の見直しのポイントの1つに挙げられた。循環型社会という用語が利用されるに至った我が国の背景をもとに、我が国の循環型社会形成戦略を論述せよ。

I-3 今般、閣議決定された「生物多様性国家戦略2010」(以下「国家戦略」という。)について、次の問いに答えよ。

- (1) 「国家戦略」について、その策定に至る生物多様性条約採択以降の歴史的な流れと策定された「国家戦略」のポイントを概説せよ。
- (2) 「国家戦略」には、基本戦略とそれに基づく具体的な行動計画が示されている。基本戦略の中の1つの施策を取り上げ、その現状と課題、今後の推進方策について、これまでの自身の経験を踏まえて、技術士としてどのように貢献できるか、論述せよ。

I-4 平成21年9月に環境省は、微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）による大気の汚染に係る環境基準を告示した。これに関して次の問いに答えよ。

(1) PM2.5とは何か、その定義を記し、それに係る環境基準が設定された理由を述べよ。

(2) PM2.5については、環境基準の設定にもかかわらず排出規制の具体化が進んでいない。その理由を含めて、PM2.5に関する環境基準達成のためにはどのような方策が必要であるかを論ぜよ。

I-5 我が国の代表的な閉鎖性海域である、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に関する以下の問いに答えよ。

(1) これらの閉鎖性海域について、① これまでに講じられてきた水環境対策、② 水環境の状況（水質汚染の現状及び推移、現在発生している水環境に係る障害など）を説明せよ。なお、②においては、基本的に三海域全般を対象とし、相互の比較、その共通性やある海域に見られる特色などに着目して記述すること。また、その際必要な場合には、伊勢湾を三河湾と伊勢湾（三河湾を除く）に、瀬戸内海を大阪湾と瀬戸内海（大阪湾を除く）に区分すること。

(2) これらの閉鎖性海域について、今後どのような対応が必要とされるか、(1)の状況を踏まえつつ、今後の対策のあり方について論ぜよ。

I-6 地球温暖化対策について、次の問いに答えよ。

(1) 平成20年6月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「改正地球温暖化対策推進法」という。）に関し、改正内容を3つ挙げ、その概要を述べよ。

(2) 改正地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画に関し、都道府県が同計画に盛り込むべき当該都道府県の区域における温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策の概要を述べたうえで、計画立案に当たって留意すべき点を論ぜよ。